

令和3年第4回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日(月) 午前8時30分から午前9時10分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (11人)

11番 水谷 茂樹 (会長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	3番 北清 裕邦
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	10番 高田 秋光

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の選出	善岡 浩樹 川瀬 崇
第2	会議書記の指名	川本局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事
第3	農政報告	参 与 南波課長
第4	会務報告	事務局 川本局長
第5	議事参与の制限	あり XXXXXXXXXX
第6	報告第6号	農業者年金(新制度・老齢年金)裁定請求の進達について
第7	報告第7号	農業者年金(新制度・特例付加年金)裁定請求の進達について
第8	報告第8号	農地利用集積計画の変更について(平成25年 第賃21号分)
第9	報告第9号	農地利用集積計画の変更について(平成28年 第賃1号分)
第10	報告第10号	農地利用集積計画の変更について(平成28年 第賃2号分)
第11	報告第11号	農地利用集積計画の変更について(平成29年 第賃30号分)
第12	報告第12号	農地利用集積計画の変更について(平成29年 第賃41号分)
第13	報告第13号	農地利用集積計画の変更について(令和2年 第賃13号分)
第14	報告第14号	農地利用集積計画の変更について(令和2年 第賃15号分)
第15	報告第15号	農地法第3条第1項の規定による相続の届出について
第16	議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第17	議案第8号	現況証明の交付について
第18	議案第9号	令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
第19	議案第10号	令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

6. 農業委員会事務局職員

川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事・下浦健太主事

7. 参与

南波肇産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和3年第4回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全11名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (水谷)	<p>おはようございます。先週は強風被害があったようですが、播種や出芽の状況はどうでしょうか。大変お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和3年 第4回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 署名委員の選出について 善岡代理・川瀬委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 下浦主事を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 南波産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与 (南波)	<p>おはようございます。改めまして4月1日より産業課長を拝命しております南波でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>今年の冬は近年まれに見る大雪となりましたが、3月以降融雪も順調に進み、春作業も順調に進んでいるかと思えます。新型コロナウイルス感染症につきましては中々収まる気配がなく、4都府県においては緊急事態宣言が発令される状況にもなっておりますし、道内においても札幌市においては依然高止まり傾向にあります。まだまだ予断を許さない状況にあると思っております。町内では5月6日より原則75歳以上を対象としたワクチン接種が開始されることとなっております。以降順次町民の方への接種が行われる事となっております。9月位を目途に終わらせたいとのことです。また町の一大イベントでありますひまわりまつりについては、今年は播種をする、まつりも開催する予定で進められております。感染症対策を十分に行った上で開催、として準備を進めているところであります。今年も1件の事故も無く、良い出来秋が迎えられるようご祈念申し上げまして、以上農政報告と致します。</p>

議 長

日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。

【4ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について 議案第7号で

に議事参与の制限が掛かります。

ではこれより報告事項10件、議案4件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第6号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

報告第6号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基本法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係わる農業者老齢年金裁定請求を進達したので報告する。

令和3年4月26日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

老齢年金番号 133

氏 名 さん

生年月日 昭和31年3月19日

進達日 令和3年3月22日

年金加入期間 平成14年1月1日～平成28年3月18日

満65歳到達による裁定請求です。

以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

日程第7 報告第7号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について説明願います。

事務局長

7ページをご覧ください。

報告第7号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、別紙の者に係わる特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和3年4月26日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

8ページをご覧ください。

番号 42

経営継承者

年金加入期間 平成14年1月1日～平成28年3月18日

基準日経営面積 145,866.38 m²

自留地 なし

後継者への移譲で 令和2年11月の農業委員会で移譲を息子の
（現在33歳）に移転しています。

以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

日程第8から日程第14 報告第8号から報告第14号 農用地利用集積計画の変更について関連ありますので一括で説明願います。

事務局長

9ページをお開き下さい。

報告第8号 農用地利用集積計画の変更について

平成25年10月28日公告の農用地利用集積計画を変更したので報告する。

令和3年4月26日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

平成25年10月の農用地利用集積計画の議案にて、北海道農業公

社と竜西農場との賃貸借に係る計画を承認しておりますが、その後経営体育成基盤整備事業北竜南2地区において、用排水整備を実施するための用地確保があり、面積と貸付料等が変更となりました。

なお、次ページ以降の報告第9号及び報告第10号は平成28年2月に[]、報告第11号は平成29年4月に[]、報告第12号は平成29年12月に[]、報告第13号は令和2年4月に[]、報告第14号は同じく令和2年4月に[]がそれぞれ北海道農業公社との賃貸借に係る計画を承認しておりますが報告第8号と同じく経営体育成基盤整備事業の北竜南1地区及び北竜南2地区において、用排水整備を実施するための用地確保があり、面積と貸付料等が変更となりました。

網掛けになった土地が、用地として道に買収され、面積が減っておりますのでご了承下さい。なお、筆数が多いものについては、別紙とさせていただきますのでご確認をお願いします。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

日程第15 報告第15号 農地法第3条第1項の規定による相続の届出について説明願います。

事務局長

23ページをお開き下さい。

報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

農地法第3条の3第1項の規定による相続により権利を取得した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和3年4月26日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 3-2 相続

権利取得者 []さん

権利委譲者 []さんが令和3年1月23日に亡くなられ相続をしました。

土地の所在は碧水125番地1外9筆です。

合計面積 75,269㎡です。

土地は資料8ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

これから議案の審議に入ります前に、事務局から説明があります。
お願いします。

事務局長

議案の説明に入ります前に、1点ご報告致します。総会開催案内時に農業経営基盤強化促進法第18条第6項の規定による合意解約を議題として載せておりましたが、1対1で売買をする場合、合意解約の議決を求めずにそのまま売買をすることとしても法律上問題が無いことから本委員会から合意解約については議案として提出は行わず、今後は必要に応じて提出させて頂くことでご了承いただきたいと思えます。以上です。

議 長

皆さんご理解いただけたでしょうか。今後は議案が減ることとなります。

日程第16 報告第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、3-賃-16から説明願います。

事務局長

それでは25ページをご覧下さい。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和3年4月26日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

26ページをご覧下さい。

番号 3-賃-16

利用権の設定を受ける者 [REDACTED]さん

利用権の設定をする者 札幌市 北海道農業公社

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和3年4月27日から令和13年3月21日です。

賃貸料は258,500円。

農地保有合理化事業の10年賃貸事業で旧所有者 [REDACTED]さんの
買入価格9,400,000円の2.75%です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座への振込。

土地の所在は、西川86番地1外31筆です。

田が31筆	【	面積	83,715.03㎡	】
畑が1筆		面積	770.00㎡	

合計 32筆 面積 84,485.03㎡です。

資料の9ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

」

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-賃-16について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-賃-16について承認されました。

議長

次に、番号 3-賃-17について説明願います。

事務局長

28ページをご覧ください。

番号 3-賃-17

利用権の設定を受ける者 [REDACTED]

利用権の設定をする者 札幌市 北海道農業公社

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和3年4月27日から令和13年3月21日です。
賃貸料は203,500円。
農地保有合理化事業の10年賃貸事業で旧所有者[]さんと
[]さんの買入価格7,400,000円の2.75%です。
支払方法は、毎年12月10日までに指定口座への振込。
土地の所在は、西川2番地4外7筆です。
田が8筆で面積40,272.00㎡です。
資料の10ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号3-賃-17について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号3-賃-17について承認されました。

議長

次に、番号3-売-11について、議事参与制限が[]にか
かりますので宜しくお願いします。それでは説明願います。

事務局長

29ページをご覧下さい
番号3-売-11
所有権の移転を受ける者 []
所有権の移転する者 札幌市 北海道農業公社
所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和3年4月27日です。
対価の支払期限は、令和3年7月30日です。

売買価格 6,033,000円

([REDACTED])
[REDACTED]

土地の所在は、碧水113番地1外8筆で

田 8筆 (31,711.00㎡)

畑 1筆 (432.00㎡)

合計 9筆 32,143.00㎡となっております

旧所有者は [REDACTED] さん、 [REDACTED] さんです。

資料の11ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-売-11について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-売-11について承認されました。

[REDACTED] の議事参与の制限を解きます。

議長

次に、番号 3-売-12について説明願います。

事務局長

30ページをご覧ください

番号 3-売-12

所有権の移転を受ける者 [REDACTED]

所有権の移転する者 札幌市 北海道農業公社

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年4月27日です。

対価の支払期限は、令和3年7月30日です。

売買価格 7,623,000円

[REDACTED]

土地の所在は、碧水96番地4外2筆で
田 3筆 35,165.00㎡となっており
旧所有者は[REDACTED]さんです。
資料の12ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 3-売-12について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-売-12について承認されました。

議長

次に、番号 3-売-13について説明願います。

事務局長

31ページをご覧下さい
番号 3-売-13
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転する者 札幌市 北海道農業公社
所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和3年4月27日です。
対価の支払期限は、令和3年7月30日です。
売買価格 8,000,000円

[REDACTED]

土地の所在は、碧水97番地1外2筆で
田 3筆 33,432.00㎡となっており
旧所有者は[REDACTED]さんです。

資料の13ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-売-13について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-売-13について承認されました。

議長

次に、番号 3-売-14について説明願います。

事務局長

32ページをご覧ください

番号 3-売-14

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者 札幌市 北海道農業公社

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年4月27日です。

対価の支払期限は、令和3年7月30日です。

売買価格 1,720,000円

土地の所在は、岩村107番地8外1筆で

田 2筆 9,019.00㎡となっております

旧所有者は[]さんです。

資料の14ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 3-売-14について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-売-14について承認されました。

議長

次に、番号 3-売-15について説明願います。

事務局長

33ページをご覧ください

番号 3-売-15

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者 札幌市 北海道農業公社

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年4月27日です。

対価の支払期限は、令和3年7月30日です。

売買価格 4,584,000円

土地の所在は、岩村105番地9外4筆で

田 5筆 23,784.00㎡となっております

旧所有者は[]さんです。

資料の15ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 3-売-15について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-売-15について承認されました。

議長

次に、番号 3-売-16について議事参与の制限が[]にかかりますので宜しく願います。それでは、説明願います。

事務局長

34ページをご覧下さい

番号 3-売-16

所有権の移転を受ける者 []

所有権の移転する者 札幌市 北海道農業公社

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年4月27日です。

対価の支払期限は、令和3年7月30日です。

売買価格 18,723,000円

土地の所在は、三谷82番地1外15筆で

田 15筆 (86,608.00㎡)

畑 1筆 (3,426.00㎡)

合計 16筆 90,034.00㎡となっております

旧所有者は[]さんです。

資料の16ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 3-売-16について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-売-16について承認されました。
高田委員の議事参与の制限を解きます。

議長

最後に、番号 3-売-17について、説明願います。

事務局長

35ページをご覧下さい。
番号 3-売-17
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転する者 札幌市 北海道農業公社
所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和3年4月27日です。
対価の支払期限は、令和3年7月30日です。
売買価格 6,100,000円
[REDACTED]
[REDACTED]
土地の所在は、碧水165番地3外6筆で
田 5筆 [33,626.00㎡]
畑 2筆 [1,957.00㎡]
合計 7筆 35,583.00㎡となっております。
旧所有者は [REDACTED] さんから相続された [REDACTED] さんです。
資料の17ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長 番号 3-売-17について承認される方は、挙手願います。

委員 【全員挙手】

議長 番号 3-売-17について承認されました。

議長 次に日程第17 議案第8号 現況証明書の交付について事務局より説明願います。

事務局長 36ページをご覧下さい。
議案第8号 現況証明の交付について
現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。

令和3年4月26日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

届出人 [REDACTED]
土地の所在は、三谷70番地3 畑1筆 500㎡です。
高田委員外2名の委員と4月15日に現地確認をしております。
証明理由は、転出に伴い隣接する住宅がある三谷70番地1の宅地とともに処分を希望しており、地目変更登記申請をするものです。
資料最終ページになりますが、27ページに位置図としての航空写真と現況写真を添付しております。
以上で説明を終わります。

議長 現地確認をしました高田委員より意見をお願いします。

高田委員 場所につきましては三谷の金比羅公園の入り口近くの道々沿いに現地確認をしましたが、図面にありますとおり庭の横に5割程度家庭菜園として使われていた畑があります。やはり農地ということになろうかと確認をさせていただいたところです。現況写真の下の方にあります、[REDACTED]との農地との間に若干農地として使用していたところになります。以上です。

滝上推進員	申請としては受理しておりますので、許可か不許可かどちらになるか、ご審議いただきたい。非農地と判定できるかどうか。家庭菜園も農地となるので。
議 長	みなさんいかがでしょうか
北清委員	次に受け持つ人が、直ぐに地目変更をすることは可能なのか。農地以外に地目変更するようだが。
滝上推進員	業者の希望だが、事務局として半分は畑なので難しいと判断している。おそらく地目変更登記も通らないと思う。
北清委員	畑のまま、ということであれば分かりました。
議 長	皆さん理解できましたでしょうか。そのほかにご意見ありますでしょうか。 採決いたします。非農地として認められないとされる方は挙手をお願いいたします。
委 員	【全員挙手】
植松委員	再度確認ですが、一般住宅地として売りに出すために変更して欲しいとの依頼があったのか。
事務局長	隣接している家が建っている宅地部分と今審議いただいた畑と合わせて処分をしたい意向のようで、宅地の部分は既に処分にかかっているようで、出来れば広い宅地として処分したいとの事のようにでした。
議 長	日程第17 議案第8号 現況証明書の交付について 否認と致します。

事務局長

日程第18 議案第9号 令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

日程第19 議案第10号 令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について一括で提案いたします。

説明をお願いします。

議案第9号 令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

「農業委員会事務の実施状況等の公表について（平成28年3月4日付27 経営第2933号 農林水産省経営局農地政策課長通知）」に基づき、令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について別冊のとおり提出する。

令和3年4月26日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

議案第10号 令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付け20 経営第5791号、経営局長通知）に基づき令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について別冊の通り可決を求める。

令和3年4月26日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

それでは、別冊の令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧ください。

内容は、例年通りとなっています。

続きまして、令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）をご覧ください。

法人数は、新たな動きがありませんので13のままにしております。

集積率や面積は、認定農業者が離農したりして認定農業者に土地が動いていますので、集積面積を5%の増を目標とし、前年同様の内容となっております。

2020年に農林業センサスが実施されておりますが、細かい数値の公表がされていないため、前回数値のままとなっております。

本年秋以降には数値が公表されるかと思われまので、次年度は反映が出来るかと考えております。

簡単ですが、主な項目を説明して終わります。

議 長

現況の数字と違う所もありますが、それを踏まえて確認下さい。
このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

議案第9号 令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び議案第10号 令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

議案第9号及び議案第10号について承認をいただきました。

議 長

以上で第4回農業委員会総会終了致します。

議 長

7 番委員

8 番委員
